

◆保険料の支払い方法について

- 保険料の納め方は、「年金から支払う特別徴収」と「納付書・口座振替で支払う普通徴収」の2つの方法があります。
- ご自分の支払い方法については、保険料額決定通知書(納入通知書)をご参照ください。

特別徴収

年金 からの支払い。
◆手続きの必要はありません。

- ・ なお、次の方は特別徴収に該当せず、普通徴収となります。
- 受給している年金額が、年額18万円未満の方
- 介護保険とあわせて保険料が年金支給の半分以上を超える方

※この制度加入直後には、年金からの支払いができません。
「納付書」や「口座振替」でお納めください。
年金からの支払いに切り替わるときは、別途ご案内します。

普通徴収

納付書・口座振替 による金融機関でのお支払い。
◆口座振替の手続きはお早めに
口座振替を希望の方は振替開始までの手続きに日数がかかりますので、お早めにお申し込みください。

+++++
◆保険料のお支払いを「口座振替」に変更できます
+++++

- 納付書、年金でお支払いの方は、口座振替に変更することができます。
- 税申告の際、「社会保険料控除」は、保険料をお支払いする方(口座名義人)が受けられます。

お申し出の際には、「本人の保険証、預金通帳、お届け印」が必要です。
「口座振替」をご希望される方は、町民課高齢者医療係まで申し出ください。

※「年金」のお支払いから変更できる時期は、申し出の時期により異なります。

問い合わせ先	北海道後期高齢者医療広域連合	☎ 011-290-5601
	町民課高齢者医療係	☎【幕】54-6602

臓器提供意思表示シールで意思表示を

後期高齢者医療制度では、希望される方に、被保険者証に貼り付けることができるシールを配布しています。

臓器提供は、病気や事故で臓器が機能しなくなった人に、他の人の健康な臓器を移植して機能を回復させるという医療です。

臓器移植に関する法律の改正により、保険証に「臓器提供意思表示シール」を貼付して、臓器を提供するかしないかの意思表示を行うことができるようになりました。

臓器提供意思表示シールは、窓口を設置しています。詳しくは、お問い合わせください。

◆問い合わせ先

- 北海道後期高齢者医療広域連合 (☎ 011-290-5601)
- 町民課高齢者医療係 (☎【幕】54-6602)
